

職員表彰規程

(目的)

第一条 この規程は、他の模範として推奨すべき職員及び機関等を表彰することにより職員の執務意欲の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職にある者で臨時又は非常勤の職員以外のものをいう。

- 一 知事の事務部局の職にある者
- 二 選挙管理委員会の事務局の職にある者
- 三 監査委員の事務局の職にある者
- 四 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職にある者並びに教育委員会の所管に属する学校の職にある者のうち別に定めるもの
- 五 労働委員会の事務局の職にある者
- 六 人事委員会の事務局の職にある者
- 七 宮城海区漁業調整委員会の事務局の職にある者
- 八 企業局の職にある者
- 九 議会事務局の職にある者

2 この規程において「機関等」とは、前項に定める職員の属する組織及び前項に定める職員の団体をいう。

3 この規程において「部局長」とは、知事の事務部局の部局長及び労働委員会事務局長をいう。

4 この規程において「所属長」とは、本庁にあっては各課室長を労働委員会にあっては審査調整課長を、地方機関にあっては当該地方機関の長（支所が置かれている地方機関にあっては、当該地方機関の長又は当該支所の長）をいう。

(表彰の種類)

第三条 表彰は、優良職員表彰及び永年勤続者表彰とする。

(優良職員表彰)

第四条 優良職員表彰は、次に掲げる職員及び機関等（以下「職員等」という。）に対して行なう。

- 一 職務に関し有益な発明、発見、研究、改良等を行ない業績をあげた職員等
- 二 県の行政に関し重要な施策の企画を立案し、若しくは制度の改善を行ない又は重要な施策の実施に献身的な努力をして業績をあげた職員等
- 三 事務能率の向上について常に創意工夫をこらし著しく事務改善の業績をあげた職員等
- 四 災害を未然に防止し、又は災害に際しその危険を克服して職務を遂行した職員等
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の模範として推奨に値する業績をあげ、又は善行のあった職員等

(永年勤続者表彰)

第五条 永年勤続者表彰は、職員としての在職期間が二十五年以上で勤務成績が良好な者に対して行なう。

- 2 前項の在職期間は、最初に職員となった日から表彰する日の前日までの在職期間について暦に従って算定する。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める期間は、当該在職期間に算入しないものとする。
 - 一 休職を命ぜられた者（職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第二条第一号及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年条例第六号）附則第五項の規定による改正前の職員の分限に関する条例第二条第二号に掲げる場合の休職を除く。） 休職期間の二分の一に相当する期間
 - 二 自己啓発等休業をした者（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合を除く。）及び配偶者同行休業をした者 休業期間の二分の一に相当する期間
 - 三 停職処分を受けた者（処分確定後十五年を経過しない場合に限る。） 三年
 - 四 減給処分を受けた者（処分確定後十年を経過しない場合に限る。） 二年
 - 五 戒告処分を受けた者（処分確定後五年を経過しない場合に限る。） 一年
- 3 第二条第一項各号に掲げる職にある者が当該各号のうち他の号に掲げる職にある者として在職した期間は、第一項の職員としての在職期間に通算するものとする。
- 4 次に掲げる期間は、第一項の職員としての在職期間に通算するものとする。
 - 一 職員が、任命権者の要請に応じ国若しくは他の地方公共団体又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）第十条に規定する特定法人の職員（以下この号において「国等の職員」という。）となるため退職し、引き続き当該国等の職員として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合における当該国等の職員として在職した期間
 - 二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職にある者として在職した期間
 - 三 臨時に第二条第一項各号の一に掲げる職にある者が引き続き職員となった場合における当該臨時の在職期間のうち臨時職員履歴事項申立によって履歴を認定されたもの
 - 四 第二条第一項各号に掲げる職に十年以上ある者が県の教員としての在職期間がある場合における当該県の教員として在職した期間
 - 五 国又は他の地方公共団体の職員であった者が任命権者の要請に応じ職員として採用され、引き続き第二条第一項各号に掲げる職に十五年以上在職した場合における当該国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間
 - 六 前各号に掲げるもののほか、職員が第二条第一項各号に掲げる職に在職した期間以外の期間における勤務の実態等を勘案して、第一項の職員としての在職期間に通算することが適当と認められる期間
- 5 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する国等の職員として派遣中の職員の在職期間について、その派遣期間中に、当該職員の在職期間と派遣中の期間を通算した場合に、当該通算した期間が二十五年に達するときは、その派遣中の期間を在職期間に通算するものとし、当該職員を第二条第一項の職員にみなすものとする。
- 6 第一項の規定による永年勤続者表彰該当者が、当該表彰日に休職又は病気休暇（別に定めるものに限る。）をしているときは、これを翌年度に表彰するものとする。

（表彰の方法）

第六条 表彰の方法は、表彰状、褒状又は賞詞若しくは賞状を授与して行なう。

- 2 表彰状を授与して行なう表彰は、第四条各号に掲げる職員で業績が職務に関し抜群なもの又は第五条第一項に該当する職員に対して行なう。

- 3 褒状を授与して行なう表彰は、第四条各号に掲げる職員等で職務上、職務外を問わずその業績が顕著なものに対して行なう。
- 4 賞詞又は賞状を授与して行なう表彰は、第四条各号に掲げる職員等で成績優秀なもの及び賞賛すべき行為があったものに対して行なう。
- 5 第一項の表彰には、副賞として金品を加授することがある。

(表彰者)

第七条 表彰は、知事が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第四項の表彰は、部局長又は所属長が行うことができる。

(表彰を受ける職員等の決定)

第八条 前条第一項の規定により表彰を受ける職員等の決定は第二条第一項各号の者の任命権者（知事部局においては主管課長、労働委員会においては事務局長とする。第十条において同じ。）の推薦に基づき、知事が行う。

- 2 前項の決定が、表彰状を授与して行う表彰に係るものであるときは、知事は、庁議に付議するものとする。
- 3 前条第二項の規定により表彰を受ける職員等の決定は、部局長又は所属長が行う。
- 4 前条第二項の規定により部局長の表彰を受ける職員等の決定は、当該職員等の所属長の推薦に基づき行う。

(表彰日)

第九条 表彰状を授与して行う表彰は、毎年十一月二十二日（当該日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日にあたるときは前日）に行う。ただし特別の事由があるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、優良職員表彰に係るもののうち直ちに表彰する必要があるものについてはその都度行う。
- 3 褒状及び賞詞又は賞状を授与して行う表彰は、随時行なう。

(推薦手続)

第十条 任命権者は、第八条第一項の規定による推薦をしようとするときは、次に掲げる書類を毎年八月末日までに知事に（知事部局にあっては部局長を経由して）提出して行うものとする。ただし前条第二項又は第三項の規定による表彰については、その都度推薦することができる。

一 職員表彰候補者推薦書（様式第一号）

二 職員表彰功績調書（（永年勤続者表彰を除く。）様式第二号）

- 2 所属長は、第八条第四項の規定による推薦は、前項に掲げる書類を部局長に（地方機関及び地方機関の支所にあっては、主務課を経由して）提出して行うものとする。

(報告)

第十一条 部局長又は所属長は、第八条第三項の規定により表彰者を決定したときは、職員表彰概要書（様式第三号）を添付して人事課長あて報告するものとする。

(表彰を受けた職員の取扱い)

第十二条 任命権者は、第六条第二項又は第三項の規定による表彰を受けた職員については、人事記録にその旨を登載するものとする。

- 2 任命権者は、第六条第二項の規定による表彰を受けた職員に対し、初任給、昇格、昇給等の基準（昭和四十四年宮城県人事委員会規則七一三十三）第三十八条の規定による昇給をすることがある。

（委任）

第十三条 この規程の施行に関し必要な事項は、各任命権者の同意を得て別に定める。

附 則

- 1 この告示は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際に現に在職する職員の永年勤続者表彰については、第五条第一項の規定にかかわらず次の表の定めるところによる。

（表略）

附 則（昭和四九年告示第三四八号）

この告示は、昭和四十八年十一月二十二日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年告示第二五三号）

この告示は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年告示第九五四号）

この告示は、昭和五十四年九月十四日から施行する。

附 則（昭和六二年告示第一一九〇号）

この告示は、昭和六十二年十一月十日から施行する。

附 則（平成元年告示第二四五号）

この告示は、平成元年二月二十五日から施行する。

附 則（平成九年告示第四六一号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年告示第三七三号）

この告示は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年告示七八七号）

この告示は、平成十二年七月二十一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成十四年告示第七百三十九号）

この告示は、平成十四年八月二日から施行する。

附 則（平成十六年告示第千四百十四号）

この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年告示第千三百二十二号）
この告示は、平成十七年十一月二十九日から施行し、同年十月一日から適用する。

附 則（平成二十年告示第八百八十一号）
この告示は、平成二十年九月五日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則（平成二十年告示第千七百十五号）
この告示は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十三年告示第二百五十四号）
この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年告示第六百四十九号）
この告示は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

附 則（平成二十七年告示第三百八十九号）
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年告示第三百四十二号）
この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和四年告示第五百八十九号）
この告示は、令和四年八月二十三日から施行する。

附 則（令和五年告示第二百五十号）
この告示は、令和五年四月一日から施行する。